

問い合わせ先

松田 博司・城市 武志・
小林 祐介・早坂 周子
ニラドリ・ナグ(EY Japan 駐在)

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com
takeshi.joichi@in.ey.com
yusuke.kobayashi@in.ey.com
shuko.hayasaka@in.ey.com
nag.nldr@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2014 年予算速報

目次

1. 主要政策
2. 直接税に関する主要な提案
3. 移転価格税制に関する主要な提案
4. 間接税に関する主要な提案



EY

Building a better
working world

2014年7月10日、2年連続での低成長を背景に財務大臣は彼にとって初めての予算案を公表しました。これには、世界経済の回復の兆しと総選挙における圧勝のおかげで「連立」のプレッシャーが解消されたことから、非常に高い期待がもたれていました。

このような状況において、財務大臣は経済成長の回復と緊縮財政とのバランスをとる必要性を踏まえて予算案を公表しました。

GST導入の意思と方向性、税法の遡及的改正抑制への強い期待、間接譲渡関連問題の調査を行う高官級の委員会の公示、事前裁定制度(AAR)による税務裁判の迅速な解決、及びAARのインド居住納税者への拡大、これらは正しい方向に向ける重要な措置であるといえます。

1. 主要政策

- ▶ インド全域に及ぶ「デジタルインド」構想－農村レベルまでのブロードバンド接続の確保、ITプラットフォームを通じたサービスへのアクセスの改善などによるテクノロジーとインターネットを利用したビジネスの分野の加速化
- ▶ 1,000億ルピーのファンドを通じた起業家精神、ベンチャー企業の育成・奨励。さらに、投資ファンドに必要な資金を提供するためのテクノロジーセンターネットワーク設立に20億ルピーの信託を実施
- ▶ 技術者と経営者を育成する上で長期的な影響を及ぼす5つのIITs(インド工科大学)とIIMs(インド経営大学院)の新たな設置
- ▶ テクノロジー産業に対する新たなマーケットとしてのスマートシティ構想
- ▶ PPP(官民連携)を通じて、より効果的なイノベーション空間を提供するための最低5つのリサーチセンターの強化
- ▶ 半導体ウエハ製造産業に対する投資インセンティブ等

- ▶ また、これまでの産業界の要望書における最重要課題は以下の通りでした。
 - －ソフトウェアをロイヤルティとして源泉課税対象としたロールバック規定の廃止
 - －経済特別区(SEZ)内における企業に対する最低代替税(MAT)の軽減
 - －国内のソフトウェア販売に対してVATとサービス税の二重課税の明確化
 - －通知済みのセーフハーバー規則の再検討及び移転価格調査への確実性の提供

- ▶ 要約すると、今回の予算案は投資家の信頼の向上に貢献する特定の税制改革を提供していると言えるでしょう。
- ▶ さらに、スマートシティ構想や、デジタルインドなど、インフラを改善するような支出は産業界にとっていい傾向であると言え、IT産業の国内消費を後押しするものと言えるでしょう。

2. 直接税に関する主要な提案

法人税率

- ▶ サーチージ及び教育目的税を含む、法人税率に変更はありません。

投資控除

- ▶ 2013年財政法において、製造業に対して2013年度及び2014年度において、総計10億ルピー超の新規の設備投資を行った場合に、投資控除として15%の控除が認められる制度が導入されました。
- ▶ 今回、同種の制度について投資閾値が2億5千万ルピーに引き下げられることが提案されました。更に期間も2014年4月1日から2017年3月31日までの間に延長されました。
- ▶ この控除は2014年4月1日から2017年3月31日までの間で、1年ごとに適用できます。つまり、各年度において2億5千万ルピーの下限投資額を満たしていれば、それぞれの年度における新規投資について適用できることとなります。

特定業種における資本支出の控除

- ▶ 所得税法セクション35ADにおいて、特定の事業のために専らかつ排他的に発生する（土地、のれん、金融商品の取得をのぞく）資本支出に関する投資関連控除が規定されています。
- ▶ この投資関連控除に、2014年4月1日以後事業を開始する半導体ウエハ製造装置の導入と運営も含めることが提案されています。
- ▶ なお、対象となる資本財（固定資産）は、その資産が取得又は建設された年から8年間特定の事業のために使用されなければならないと明記されています。
- ▶ また、上記の投資関連控除を適用する納税者は、SEZにおける設備に適用できる所得税法セクション10AAの規定に基づいた控除について適用する権利はありません。

CSR活動に関する支出

- ▶ 2013年会社法に基づいて、一定規模の会社（純資産額が50億ルピー以上、又は、売上高が100億ルピー以上、又は、純利益が5千万ルピー以上の会社）はCSR活動について一定の費用を支出することが義務付けられています。
- ▶ CSR活動に関する支出は、所得税法セクション37における事業活動により生じるものでないものとしてみなされることが明確にされたため、CSR活動に関する支出は課税所得の計算にあたって損金算入することはできないことが明確にされました。
- ▶ ただし、CSR活動に関する支出であっても所得税法セクション30からセクション36に既定される損金算入の対象となるような支出（人件費など）については、規定された条件を満たす場合に控除の対象となるものとされています。
- ▶ この変更は2014年度以降適用となります。

源泉徴収もれ支出に対する損金否認額

<非居住者に対する支出>

- ▶ 従来、非居住者への支払いに関する源泉税の納付を源泉税の申告期限後に行った場合には、その納付を行った年度において、支出額について課税所得の計算上、損金算

入することが認められていました。

- ▶ 今回、非居住者への支払いに関する源泉税の納付について、たとえ源泉税の申告期限後に行ったとしても、過年度の税務申告の期限までに(利息等とともに)源泉税を納付した場合には、支出額については過年度の損金として課税所得計算で考慮することができるということが提案されました。
- ▶ これは、例えば、居住者から非居住者への支払いについて、2013年度(2013年4月1日から2014年3月31日)の支払いに係る源泉税の申告・納付を7月14日に実施した場合、所得税の申告期限前に行っているにもかかわらず、これまでは当該支払いが損金算入されるのは2014年度であったのが、今回の提案では2013年度の課税所得計算において損金算入することを認めるというものです。
- ▶ この変更は、2014年度以降適用となります。

＜居住者に対する支出＞

- ▶ これまでは、居住者に対して支払われる特定の支出(コミッション、賃貸料など)について源泉徴収がされていなかった場合には、その支出額の全額が損金不算入とされていました。
- ▶ 今回、源泉徴収もれの損金不算入額は支出額の30%に限定されることが提案されました。つまり、これまでとは異なり、支出額の70%が損金に算入されるというものです。
- ▶ この否認規定は、給与といった損金算入可能な全ての居住者に対する支払いにまで拡大することも提案されています。
- ▶ この変更は、2014年度以降適用となります。

配当に関する課税

- ▶ 2014年3月31日以前に外国企業からインド企業が受け取る配当については、15%の軽減税率を適用することができました。この軽減税率について今後も継続的に利用することができることが提案されています。
- ▶ 現状、インド企業により行われる配当は配当分配税(DDT)の対象となり、株主に配分される純額の金額(株主が受け取る金額)を基に計算されています。これについて、DDTは株主に配分される金額をDDTの税率で割戻した金額で計算されるべきであると提案されました。これによって、配当する場合におけるキャッシュアウトフローは増加することとなります。この変更は2014年10月1日から適用されます。

3. 移転価格税制に関する主要な提案

事前確認制度(APA)

- ▶ 2012年度の財政法で事前確認制度(APA)の規定は導入されました。これは、将来5年間のみに適用されるものでした。
- ▶ このように、APAは将来5年間にのみ適用され、たとえ事実/状況が同一であっても、過年度の取引には適用できませんでした。
- ▶ 長引く移転価格訴訟を軽減させるという観点から、APAが適用される年度以前、4年を超えない期間に締結された国外関連取引にロールバックを認めることが提案されました。
- ▶ ロールバック規定とは、独立企業間価格の決定方法、あるいは独立企業間価格が、APAの対象期間以前に締結された国外関連取引に適用されることをいいます。

- ▶ 従い、APAを締結すると、計9年間、防御することができるようになります。APAは移転価格訴訟を終結させたい全ての納税者にとって、極めて魅力的かつ有効であると言えるでしょう。
- ▶ 納税者は、移転価格の論争において的確に舵を取るために、APAの便益に注目する必要があると思われます。
- ▶ ロールバック規定については、その条件、手続などはいまだ規定されておりませんが、この変更は2014年10月1日から有効になります。
- ▶ また、APAの申請プロセスを促進するために、APAの対応当局を強化することが提案されています。

みなし国外関連取引

- ▶ 現行規定では、事前の合意が存在するか、又は、取引の条件が非関連事業者と国外関連事業者との間で事実上決定されているような場合には、非関連事業者との取引は国外関連取引とみなされます。
- ▶ ただし、2以上の企業による取引は、どちらも居住者企業であれば、国外関連取引(またはみなし国外取引)とはならないものと解されていました。
- ▶ 事業者か国外関連事業者のどちらか、又はその両方が非居住者である場合、一方が非居住者であろうとなかろうと、このような取引は国外関連取引とみなすことが提案されました。
- ▶ 上記の変更は2014年度以降適用となります。

独立企業間価格の決定

- ▶ 現行の移転価格規則では、一つ以上の価格が最も適切な方法を用いることで決定される場合、独立企業間価格はそのような価格の算術平均値により解釈されるとされています。また、許容レンジについても規定されています。
- ▶ 移転価格規則について、適切な場合には独立企業間レンジを使用することができるよう、規則を修正することが提案されました。
- ▶ ただし、比較対象企業の数が必要な場合には、統計的ツールとしての算術平均値は継続して用いられます。
- ▶ これらについては、どのように規則に組み込まれていくのかについて注視する必要があります。

複数年度のデータの使用

- ▶ 現行の移転価格規則では、基本的に関連する年度のデータのみ比較分析に用いられます。
- ▶ そこで、比較分析のために複数年度のデータを使用することを認めるよう、規則を改正することが提案されました。
- ▶ これにより、比較可能性は増大することが期待され、さらに、ビジネス周期を反映させる余地があると言えます。
- ▶ これらについては、どのように規則に組み込まれていくのかについて注視する必要があります。

4. 間接税に関する主要な提案

財務大臣は3つの重要な目的、すなわち、税制の合理化、課税ベースの拡大、そして税務訴訟の削減に注力しています。

物品サービス税(GST:Goods & Service Tax)導入に向けての地ならし

- ▶ 財務大臣は、GST導入に今年度中に道筋をつけ、州政府と徴税権や補償等の課題について合意を得ることを約束しました。これで政府のGST早期導入へ向けたコミットメントが一層鮮明になることが期待されます。
- ▶ サービス税の課税ベースを拡大するために、税率を変更することなく、ネガティブリスト項目及び免税項目がわずかながら縮小されました。
- ▶ 2012年サービス提供地規定(PoPSルール)が一部改定されました。これは2014年10月1日からの施行となっています。
 - ▶ モノを輸入し、改良やリエンジニアリングを行う場合、モノとサービスの「提供地」条件が、実績ベースに変更。提供地がインドであれば、課税対象
 - ▶ モノの仲介業務を行う場合、その仲介業務を行う場所がモノとサービスの「提供地」となり、提供地がインドであれば、課税対象

税率

- ▶ 関税、物品税、サービス税の主要な税率は据置きで変更はありません。
- ▶ 関税については、国内製造業を拡大し、新規投資を奨励し、関税の歪んだ構造を是正するため、基本関税が多くの物品で引き下げ、あるいは免除されました。
- ▶ 物品税では、予算案公表直前に、2014年2月の暫定予算で発表された一部物品税率の引き下げ措置を延期し、自動車、資本財及び消費財産業を刺激しましたが、さらに今回の予算案で財務大臣は、物品税の構造を合理化することにより、再生可能エネルギー、食品加工、包装機械、電機、製靴等の産業が直面している問題に取り組むことを表明しました。

物品税の課税標準

- ▶ 原価割れで販売する製品の評価に関してインド最高裁のFIAT社に対する判決の影響を払拭するため、物品税評価規則に改正が行われました。この改正により、製品を原価割れで販売したとしても、購入者から追加の対価の流入がなければ、製造業者が請求する価格で物品税を計算するための取引価格としてよいこととなりました。ただし、将来に向かってのみ適用となります。

CENVATクレジット

- ▶ クレジット記載の期限を新設
この結果、投入財受領日あるいは投入サービス請求書受領日から6ヶ月以内にクレジット記載しなければなりません。これは2014年9月1日から施行となります。
- ▶ リバースチャージで納付されるサービス税(サービス受領者が100%納付)のクレジット記載は、サービス税納付後直ちに行わなければなりません(サービス提供者への請求額の支払い要件は取消し)。これは2014年9月1日から施行となります。
- ▶ 大規模納税者内における事業単位間のクレジット移転は停止となりました。これは2014年7月11日から施行となっています。

事前裁定制度

- ▶ 関税、物品税、サービス税の事前裁定制度(AAR)は、居住者の非公開会社も適用可能になりました。これは2014年7月11日から施行となっています。

上告手続

- ▶ 最初にCommissioner (A)または Tribunalに上告する場合、追徴税額の7.5%の事前のデポジット、ペナルティ、あるいはその両方を、さらに次Tribunalへ上告する場合、追徴税額の7.5%の事前のデポジット、ペナルティ、あるいはその両方を納付しなければなりません。事前のデポジットの上限は1億ルピーです。これは財政法案の成立後に施行日が通知されます。
- ▶ モノやサービスの納税義務にかかる紛争のTribunalの更正決定に対する上告は、最高裁へ行くことができます。これは財政法案の成立後に施行日が通知されます。
- ▶ 物品税及び関税では、Tribunalの裁量権が拡大し、上告を認めるかの基準は、現行の5万ルピーから、20万ルピーになります。これは財政法案の成立後に施行日が通知されます。

輸出指向型企业(EOU) / 特別経済区(SEZ)

- ▶ EOUから国内関税エリア(DTA)へ出荷される物品の教育税、高等教育税(関税の構成要素)は免除されます。これは2014年7月11日から施行となっています。
- ▶ Form A-1や A2のフォーマット上の変更等、SEZ入居企業のサービス税免除に関連する手続きが変更されました。これは2014年7月11日から施行となっています。

サービス税

- ▶ サービス税の納付遅延による延滞利子率の変更
これまでの18%にかわり、遅延期間に応じて段階的に利子率が上げられました。最初の6ヶ月までは18%、6ヶ月から1年まで24%、1年超は30%となります。これは2014年10月1日から施行されます。
- ▶ (元請工事の実施に関連する契約以外の)混合契約形態の請負工事の場合、サービス税は請負契約総額の70%に課せられます。現在、そのような形態においては、請負契約総額の60%に課せられています。これは、2014年10月1日から施行となります。
- ▶ リバースチャージメカニズムにおけるサービス税の課税基準日を、請求金額の支払日、あるいは請求書日付から3ヶ月後の翌日のうち早い方とすることになりました。現行規定上は、請求書日付から6ヶ月以内に支払いが行われることを条件として、課税基準日は、サービス価額の支払日でした。支払いが6ヶ月以内に行われない場合、請求書日付が課税基準日として考えられていました。これは10月1日から施行となります。

Comment

今回、予算案で示された施策は、マクロ的な経済の安定を図りながら、7-8%の持続可能な成長へ向けての第一歩に過ぎません。今後、施行される改正点の会社への影響を見極め、適合していくために、税務プランニングの好機といえるでしょう。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。